

## ○ユニチカ住民訴訟で唯一、個人的な利益を得（ようとしてい）る人は誰？！

いわゆる「ユニチカ住民訴訟」とは、昭和26年に豊橋市の企業誘致に応じて豊橋市内の国有地に工場を建設・操業した私企業ユニチカに対し、昭和29年に正式に国から所有権を譲渡された工場用地が、操業して64年後の平成27年に工場を閉鎖した際に、豊橋市にその土地を返還する義務があったのか否か、「義務があったはずだ」と主張する原告住民による、豊橋市に対しユニチカへの返還請求を求めた行政訴訟で、当時の契約書や覚書等について吟味された行政訴訟です。

その主な争点としては、当時の契約書12条「甲（ユニチカ）は将来、敷地の内で使用する計画を放棄した部分はこれを乙（豊橋市）に返還する」という部分の解釈について争われ、原告住民は条文を文理通りに読めば国から譲渡された全部が返還されると主張しました。確かに筆者もそう読めるように思います。

一方、契約の双方の当事者である豊橋市とユニチカは、同条文は、契約当初に未計画部分であった、譲渡された用地全体の1/4にあたる部分について定めたものである事、かつ、その未使用状態は昭和42年に第2工場が建設・操業されたことで解消され、この時点でユニチカが完全な所有権を得たのだから返還義務は消滅していたという認識だったと主張しました。確かに、当初から「（ユニチカが）無償で所有権を譲渡された後、使わなくなったら返す」という契約であったなら、最初から「無期限の無償借地契約」にしておけばよかったわけで、契約当事者双方が共通して認識している当初未計画用地だった部分の規定だったという説も豊橋市とユニチカによる主張も一定の信憑性があるように思います。

結果、土地を無償譲渡して行われた企業誘致は工場の建設・操業に目的があったのだから、「ユニチカが無償譲渡された土地のうち、工場の建設・操業とは評価できない部分（運動場やゴルフ委練習場、花壇など）に利用されていた敷地に相当する金額と遅延金の合計26億円を、豊橋市はユニチカに対して請求しなさい」という判決が、地方裁、高等裁、最高裁の三審裁判を経て確定しました。

原告住民は主張していたものの一部とはいえ、ユニチカから豊橋市に返されるべき部分を裁判所に認めさせることで、その土地に相当する代金等約26億円の請求を豊橋市に実行させ、実際に、26億円をユニチカから豊橋市の財布に戻させました。

これまで手弁当でこの裁判を戦い抜いた原告住民たちの「公金を市に戻させた」という成果に対する、彼らの正義感や充実感はどれほどであったことでしょうか。

が、そこに「待った！」をかけ、その公金26億円のうち、「成功報酬として、1億5千万円をよこせ！」という人たちが現れました。

原告住民に付いた弁護士さんたちです。

自分たちの住む豊橋市の財産がみすみす企業に持っていかれてはならぬという思いに手弁当で立ち上がった原告住民と、それを応援した弁護士さんたち。おかげで26億円の公金が豊橋市の財布に戻りました。

しかし、その弁護士さんたちは、そこから1億5千万円を「弁護報酬」と称して、自分たちに支払うよう主張し、今、豊橋市を提訴しています。

一方、当然の事ながら手弁当で裁判を戦った原告住民に金銭的利益は無く、得られたものは崇高な正義感と充実感のみです。

もし仮に、行政の不法行為等により原告住民が市から26億の賠償金を獲得し、その弁護報酬として1億5千万円が原告住民から弁護士さんたちに支払われるというならすんなり理解できますが、今回の裁判は、住民が原告となって企業から市に公金を取り戻させた行政訴訟ですから、一般的な原告が自身への賠償金を請求する裁判とは性質が異なります。

繰り返しになりますが、現在、ユニチカから市に支払われた公金26億円から「弁護報酬として1億5千万円をよこせ！」と原告の弁護士さんたちが豊橋市を提訴しています。

因みに日本の総理大臣の年俸は4015万円だそうです。

きっと、弁護士さんの世界では算定方式やルールがあって当然の報酬なのかもしれません。

しかし、なんとなく腑に落ちないのは筆者だけでしょうか？